

妊娠届出書

R 8 年 7 月 1 日 改定

母子手帳番号 No.

フリガナ 氏名				生年月日	年	月	日 (歳)
住所	東近江市			職業			
分娩回数	初産 ・ 経産	現在児数	人	電話番号			
妊娠週数	週 (月)			分娩予定日	年	月	日
医師または助産師の診断または保健指導を受けた	・ 受けた ・ 受けない	太枠内は医療機関でご記入ください	・ 胎児心拍確認日 年 月 日 ・ 心拍が認められた胎児数 人	医療機関名	医師名 または 助産師名		
健康診断の有無	性病	受けた ・ 受けない	結核	受けた ・ 受けない			

母子保健法第15条の規定に基づき上記のとおり届出します。
年 月 日

東近江市長様 妊婦氏名 印
(※自署の場合は押印不要)



母子手帳交付時のアンケートの申請はららぽっけ♪から



妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

東近江市母子手帳アプリ
ららぽっけ♪

by 母子モ

利用料金
無料!



◆母子手帳 受け取りまでの流れ

母子手帳の交付前に母子手帳アプリららぽっけ♪で回答をお願いいたします。

ららぽっけ♪を



- ・まだインストールしていない人は ▶ ①-1:アプリの登録
- ・上のお子さんで登録した人は ▶ ①-2:おなかの赤ちゃんの登録
- ・他市で登録した人は ▶ ①-3:郵便番号の設定

②アプリから
「母子手帳交付時の
アンケート」を提出

①-1:アプリを登録する

最新版のアプリをインストールまたはアップデート!



母子モ(ボンモ)で検索!

母子モ 検索



プロフィール登録にてお住まいの郵便番号と妊娠中のお子さまの情報を登録してください

お住いの地域: 必須

〒1000001

〒 5270013

住所検索

滋賀県東近江市

願って、登録するお子さまを認めます。

おなかの赤ちゃん

お子さま

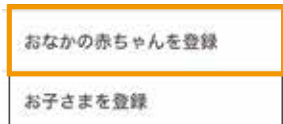
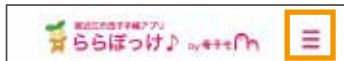
①-2: 上のお子さんで登録した方

- ◆上のお子さんの出生登録がお済みでない場合
HOME画面より「生まれた!」ボタンをタップ
>お子さんの詳細情報が登録できます



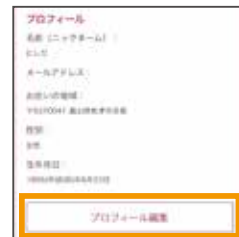
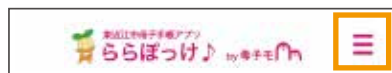
◆おなかの赤ちゃんの登録

- TOP画面の「MENU」を開く
>「設定」>「おなかの赤ちゃんを登録」



①-3: 他市で登録した方

- ◆東近江市の郵便番号に設定してください
TOP画面の「MENU」を開く
>設定>「プロフィール編集」をタップ



②アプリから「母子手帳交付時のアンケートはこちらから」をタップし、入力後提出を完了する

妊娠届出書・証明書
(このチラシ)を
お手元にご準備ください

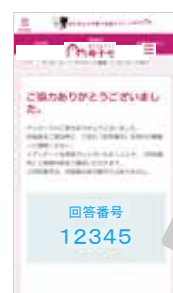
HOME画面下部*の
バナーをタップ!
*パソコンやタブレットからログイン
した場合は、上部に表示されます。



必要事項を入力



発行された「回答番号」が
表示されたら事前提出完了



- ※提出済の申請は、アプリ側から変更・修正することはできません。
- ※何かありましたら、回答番号をお手元に、東近江市保健センターへご連絡ください。

回答番号を
ご記入ください

※アプリの利用が難しい方は、保健センターまでご相談ください。

サービスに関するお問い合わせ

株式会社エムティーアイ コンタクトセンター E-mail: boshi_info@cc.mti.co.jp

その他お問い合わせ

健康推進課保健センター 電話: 0748-23-5050

③母子手帳を取りに行く。

東近江市では、下記の施設で母子手帳を交付しています。
母子手帳交付の際は妊婦ご本人と面談させていただきます。ご本人の来所が難しい場合、下記の連絡先までご相談ください。

- 東近江市保健子育て複合施設ハピネス
1階 東近江市保健センター
(東中野町4番5号)
☎0748-23-5050

- 東近江市役所 健康推進課(本館1階)
(八日市緑町10番5号)
☎0748-24-5646

各支所保健師等の窓口でも母子手帳を交付しています。

※訪問等で不在にしていることがあります。事前にお問合せの上、来所いただきますようお願いいたします。

- 永源寺支所(山上町1316番地)
☎0748-27-1138
- 五個荘支所(五個荘小幡町318番地)
☎0748-36-1145
- 愛東支所(妹町29番地)
☎0749-46-2278

- 湖東支所(池庄町505番地)
☎0749-45-0575
- 能登川支所(妹光寺町262番地)
☎0748-42-7672
- 蒲生支所(市子川原町676番地)
☎0748-55-2910

母子手帳交付時に妊婦のための支援給付(1回目)の申請ができます。
妊婦のための支援給付申請には胎児心拍が確認されていることが必要です

申請に必要なもの

- ① 医療機関が発行する妊娠証明書または妊娠届出書(この用紙)
- ② 本人確認書類のコピー(運転免許証、パスポート、個人番号カード等)
- ③ 振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳の見開きページまたはキャッシュカードのコピー(妊婦本人名義に限る)
- ④ 個人番号カードもしくは通知カード
- ⑤ (やむを得ず本人が来所できない場合) 代理人の本人確認書類のコピー

- ※胎児心拍が確認されていなくても母子手帳の交付はできます。その場合、妊婦のための支援給付については子育て支援センターへ後日申請となります。
- ※人工流産、自然死産、死産の場合も2回目の支援給付の対象になります。申請は子育て支援センターまたは保健センターとなります。(子育て支援センター連絡先:0748-22-8201)